

独自基準検討資料(国基準・兵庫県条例比較)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
(放課後児童健全育成事業の一般原則) 第5条	(児童福祉施設の基準) 第7条	
4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	4 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。	国基準
(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。 6 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、 <u>非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</u>	国基準 一部独自基準追加
2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	国基準
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。		国基準
2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		国基準
	8 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。	一部独自基準追加
	9 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	一部独自基準追加

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県)	備考
(事故発生時の対応) 第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	10 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	一部独自 基準追加
	11 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	一部独自 基準追加
2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	12 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	一部独自 基準追加